



平成 27 年 7 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ジオネクスト
代表者名 代表取締役社長 足利 恵吾
(コード：3777、JASDAQ)
問合せ先 取締役経営企画管理本部長 相良 明由
(TEL. 03-6804-2831)

当社が取引先から引渡しを受ける予定のバイナリー発電機に対する強制執行について

当社は、当社が株式会社ジオサーマル・パワー（以下「ジオサーマル社」といいます。）から購入し、当社に引き渡される予定のバイナリー発電機について、ジオサーマル社の債権者による強制執行の手続が進行しているとの事実を把握しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事実の概要等

当社は、平成 26 年 10 月 1 日に開示いたしましたとおり、ジオサーマル社より地熱発電事業のためのバイナリー発電機 2 台（以下「本件発電機」といいます。）を購入し、その代金については支払を完了しております。当初、本件発電機は平成 27 年 3 月引き渡しの予定でしたが、輸送手続き等の遅れなどがあったため、平成 27 年 6 月上旬に博多港へ到着し、近日中に当社に引き渡される予定でした。本件発電機は、ジオサーマル社が東京産業株式会社（以下「東京産業社」といいます。）から購入したもので、ベルギーから輸送されてきたものであり、福岡県所在の保税倉庫内に保管されておりました。

当社は、平成 27 年 7 月 11 日、ジオサーマル社の代理人弁護士より連絡を受け、ジオサーマル社の債権者である株式会社一やが福岡地方裁判所に対してジオサーマル社の東京産業社に対する本件発電機の引渡請求権について差押命令を申し立て、同裁判所が、平成 27 年 5 月 28 日、差押命令を発令したこと、また本件発電機は、現在、執行官が東京産業社より引渡しを受けて保管しており、本件発電機の競り売りの期日が同年 7 月 21 日午後 3 時と定められていることを確認いたしました。

以上の状況を踏まえ、当社は、本日、福岡地方裁判所に対し、株式会社一やを相手方として、第三者異議の訴えを提起するとともに、同社による強制執行停止を申し立てました。

2. 今後の方針及び見通し

当社といたしましては、上記強制執行は不当なものであると認識しており、到底容認できるものではないため、弁護士と相談の上、本件発電機の所有権が当社にあることを主張し、適切に対処してまいります。

上記強制執行及び訴訟が当社業績に与える影響につきましては、判明し次第、速やかにお知らせいたします。

以 上